

佐賀県訓令甲第 2 号

本 庁
現地機関

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令
次に掲げる訓令の規定中「、育児休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

- (1) 保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第 5 号）第 2 条第 1 項第 3 号
- (2) 佐賀県衛生薬業センター処務規程（昭和37年佐賀県訓令甲第10号）第 2 条第 1 項第 3 号
- (3) 佐賀県立虹の松原学園処務規程（昭和32年佐賀県訓令甲第29号）第 3 条第 1 項第 3 号
- (4) 佐賀県窯業技術センター処務規程（昭和30年佐賀県訓令甲第32号）第 6 条第 1 項第 3 号
- (5) 佐賀県林業試験場処務規程（昭和50年佐賀県訓令甲第 5 号）第 6 条第 1 項第 3 号
- (6) 佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）第 3 条第 1 項第 3 号

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。